

議案第7号

逗子市事務分掌条例の一部改正について

逗子市事務分掌条例の一部を次のように改正する。

令和8年2月5日提出

逗子市長 桐ヶ谷 覚

逗子市事務分掌条例の一部を改正する条例

逗子市事務分掌条例（平成28年逗子市条例第20号）の一部を次のように改正する。

第2条経営企画部の項第5号中「基地対策」を「基地政策及び基地対策」に改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（提案理由）

池子住宅地区及び海軍補助施設の返還や米軍に起因する諸問題の解決といった基地対策に取り組むだけでなく、米軍関係者との交流や災害時に備えた協力関係の構築などにも注力している現状を踏まえ、事務分掌を「基地対策」から「基地政策及び基地対策」に改めるに当たり、改正の要あるため提案する。